

○移動美容に係る基準

(平成 15 年 6 月 6 日告示第 127 号)

改正 平成 24 年 4 月 1 日告示第 70 号

(目的)

第 1 条 この基準は、高知市美容師法施行細則(平成 10 年規則第 52 号。以下「規則」という。)第 5 条の規定に基づき、移動美容を行う施設(以下「移動美容所」という。)の設備の確認等に関する取扱いを定めることにより、美容師法(昭和 32 年法律第 163 号。以下「法」という。)の円滑な運用を図り、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。

[高知市美容師法施行細則(平成 10 年規則第 52 号。以下「規則」という。)
第 6 条] [美容師法(昭和 32 年法律第 163 号。以下「法」という。)]

(取扱方針)

第 2 条 移動美容所は、法第 2 条第 3 項に規定する美容所として取り扱うものとし、一車両ごとに検査確認を受けるものとする。

(届出)

第 3 条 法第 11 条第 1 項の規定により開設の届出をしようとする者は、規則第 6 条第 1 号に規定する届出書の所在地欄に営業区域及び自動車の保管場所を、名称欄に名称及び車両登録番号を記入するとともに、当該届出書に記載する添付書類のほか車検証の写し及び自動車の写真を添付するものとする。

2 移動美容所の営業予定地は、営業開始の日までに様式による移動美容所営業予定地届(以下「営業予定地届」という。)により保健所長に届け出るものとする。

(構造設備上必要な措置)

第 4 条 移動美容所を開設する者は、法第 13 条及び高知市美容の業を行うときに講ずべき衛生措置等に関する条例(平成 24 年条例第 42 号)第 3 条に定める措置のほか、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 換気上有効な機械換気設備を設けること。
- (2) 飲用に適する水を供給する 200 リットル以上の容量の給水タンクを設けること。
- (3) 給水タンクと同容量以上の排水タンクを設けること。
- (4) 作業の床を水平に固定するための支柱その他の設備を用意すること。

(衛生・安全措置等)

第 5 条 移動美容所を開設する者は、次に掲げる事項を遵守して適正な営業を行うものとする。

- (1) 営業場所の選定に当たっては、利用者の安全を十分確保すること。
- (2) 給水タンクは、常に清潔に保ち、衛生的な水を供給すること。

- (3) 排水タンク内の汚水の処理は、営業車の保管場所等で適切に行うこと。
- (4) 作業場は、常に清潔に保ち、生じたごみ等は営業者が適切に処理すること。
- (5) 作業場の床は、動かないよう支柱等で水平に固定し、作業中の安全を確保すること。
- (6) 規則第3条第1項に規定する美容所確認証は、移動美容所の見やすい場所に掲示すること。

附 則

この基準は、平成15年6月6日から施行する。

附 則(平成24年4月1日告示第70号)

この基準は、平成24年4月1日から施行する。